

小諸高原ゴルフクラブ 利用約款

(約款の適用)

第1条 当ゴルフ場の施設(コース、ハウス等)をご利用の方は、快適で安全なプレーをお楽しみいただくために、長野県ゴルフ場防犯協議会小諸市暴力追放推進協議会および小諸警察署の申し合わせにより本約款を守りいただき、ご利用願うことといたします。

(利用契約の成立)

第2条 当ゴルフ場においてプレーしようとする方は、当日フロントにおいて所定の署名簿に署名して下さい。これにより当ゴルフ場は、署名者の施設ご利用をお引き受けいたすこととなります。

(利用の申し込み)

第3条 プレーの申し込みは、当ゴルフ場の申し込み規定に従っていただきます。

(施設利用の拒絶)

第4条 当ゴルフ場は、次の場合には施設の利用並びに利用の継続(プレー開始前・プレー中を問わず)をお断りすることがあります。

- (1) 満員のためスタート時間に余裕がないとき。
- (2) 利用者が公の秩序もしくは、善良な風俗に反する行為をなしたとき、又はなす恐れがあると認められるとき。
- (3) 天災、その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき。
- (4) 利用者がいわゆる暴力団と称される組織、暴力団体の構成員またその関係者と認められる者。
- (5) 偽名又は、他人名義で申し込みをしたとき。
- (6) その他本約款に違反したとき、並びに当ゴルフ場の施設を利用させることが好ましくない事由があるとき。

(休業日、開場時間)

第5条 当ゴルフ場の休業日と開場時間は、当ゴルフ場の定めるところによります。
ただし、臨時的に変更することがあります。

(金銭その他の貴重品およびロッカーキー)

第6条 金銭その他の貴重品については、フリーロッカーをご利用下さい。
フリーロッカーは、使用終了までその収容品について当ゴルフ場は責任を負いません。

(携帯品、自動車等)

第7条 携帯品や場所を提供している駐車場の自動車盗難損傷等については、当ゴルフ場は責任を負いません。

(宅配便の事故)

第8条 宅配便については、その物品の受領、保管、発送等において当ゴルフ場は、あくまでも当事者を代行し行うもので、その間の事故発生の場合一切の責任を負いません。

(プレイヤーの危険防止責任とエチケット、マナーの厳守)

第9条 ゴルフは、時により大変危険を伴う場合がありますので、プレイヤーは、エチケット、マナーを守りキャディーのアドバイスの如何にかかわらずすべて自己の責任でプレーしていただきます。

(ティーグラウンドでの素振り)

第10条 素振りは、ティーマーク内の打席又は特に指定された場所以外ではなさないで下さい。
プレイヤーは、みだりにティーグラウンドに立ち入らないで下さい。

(飛距離の確認)

第11条 先行組に対しては、後続組のプレイヤーは、自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないようにして下さい。

(フォアキャディーの合図)

第12条 フォアキャディーの合図は、先行組が通常の飛距離外に前進したと判断される時の合図ですからプレイヤーは、合図があっても自己の飛距離を自分で判断してショットして下さい。

(プレイヤーの前方に出ないこと)

第13条 同伴プレイヤーは、現にプレーする者の前方には絶対に出ないで下さい。

(隣接ホールへの打ち込み)

第14条 隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレイヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重にプレーして下さい。万一、打ち込んだ場合は、そのホールのプレイヤーに合図し事故を未然に防いで下さい。

(避難及び退避所)

第15条 先行組のプレイヤーが、後続組に対してプレーさせる時は、後続組が全員打ち終わるまで退避所又は安全な場所で退避して下さい。

(ホールアウト後の退去)

第16条 ホールアウトしたら直ちにグリーンを去り後続組の打球に対し安全な場所を通り次のホールへ進んで下さい。

(雷鳴があった場合)

第17条 雷鳴があった場合には、直ちにプレーを中断し退避所等安全と思われる場所に退避して下さい。

(火気使用の禁止)

第18条 コース内やクラブハウス内の火気使用は、所定場所以外は厳禁いたします。マッチの燃え殻、タバコの吸い殻は必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

(違背の場合の責任)

第 19 条 利用者が、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条及び第 25 条に違背し、第三者に障害等の事故を発生させた場合第 9 条、第 10 条、第 13 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条および第 25 条に違背し自ら障害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は、一切損害賠償等の責任を負いません。

(プレー終了後のクラブの確認)

第 20 条 利用者はプレーを終了した場合は、クラブを点検し間違いがないか慎重に確認して下さい。確認後はクラブの不足、瑕疵等について当ゴルフ場は責任を負いません。

(施設に損害を与えた場合)

第 21 条 利用者の故意又は過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額を賠償していただきます。

(施設内への持込品)

第 22 条 施設内に次のものを持ち込む事を禁止いたします。

- (1) 動物ペット類
- (2) 著しく悪臭を放つもの
- (3) 銃砲刀剣類
- (4) 発火、爆発の恐れがあるもの
- (5) 騒音を発するもの
- (6) その他、危険物や他人に迷惑を及ぼす恐れのあるもの

(行為の禁止)

第 23 条 施設内で次の行為はお断りいたします。

- (1) 賭博、その他風紀を乱す行為。
- (2) 物品販売、宣伝広告等の行為
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為
- (4) 利用者以外のコース内立入り

(特に許可する場合は除く。なお、許可した場合であっても、利用者以外が傷害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。)

(服装について)

第 24 条 (1) サンドル、ゲタ、スリッパ、セッタ等でのご入場はお断りいたします。

(2) ジーパン、Tシャツ類、タンクトップ等の下着と見間違える服装でのプレーはお断りいたします。

(3) 短パンでのプレーの際は、ハイソックスを着用して下さい。

(乗用カート運転者の資格)

- 第 25 条 1. 運転者は、運転免許を有する方に限ります。
2. 次の事項のある方は、運転者となることが出来ません。
- (1) 運転免許に条件が付されている場合に、当該条件を満たしていない方。
 - (2) アルコールや薬物の影響下にある方。
 - (3) 体調不良の方。
 - (4) その他、安全運転に適さない事情のある方。

(乗用カート運転責任者)

- 第 26 条 カートの移動又は停止、同乗者の乗り降り、その他カート運行に関する事項は、係員が特に指示した事項を除き、運転者(運転者が複数の場合は運転担当者・以下同様)の責任において、これを行って下さい。

(乗用カートの走行場所)

- 第 27 条 1. カートは、ゴルフ場施設外で、利用運行することが出来ません。
2. コース内はフェアウェイを走行して下さい。
 3. 急斜面及び通行禁止区域は走行させないで下さい。
 4. コース間、ショートホール及び特に指定したホールは所定のカート用通路を走行して下さい。
 5. 雨天時は大変滑りやすいので注意して走行して下さい。

(乗用カート運転中の注意)

- 第 28 条 1. 走行開始時の注意事項
- (1) 運転する前に必ずステアリングホイールの操作要領を読んで下さい。
 - (2) 運転の開始に際しては、必ずブレーキ、その他の装置が正常に作動することを確認して下さい。
 - (3) 発進は、必ず周囲の安全及び、他の利用者が着座したことを確認した上で、行って下さい。
2. 走行中の注意事項
- (1) 走行方向・走行速度・徐行・一旦停止等の表示があるときは、これに従って走行して下さい。
 - (2) 起伏のある場所、上下勾配の場所、曲折した場所、付近に転落等の危険を伴う場所を通行する場合には、予め減速のうえ、低速で走行し、かつ必要に応じて他の利用者に声を掛けるなどして、注意を促して下さい。傾斜地には近寄らないで下さい。
 - (3) 脇見運転をしないで前方を注視して運転して下さい。
クラブハウス付近・茶店付近は他のカートやゴルファーと接触する危険性がありますので特に注意して運転して下さい。
3. 停車及び駐車時の注意事項
- (1) カートは、斜面その他不安定な場所、あるいは打球が当たる可能性のある場所には、停車又は駐車させないで下さい。特に、必ずプレーヤーの後方に位置するようにして下さい。
 - (2) カートを離れる際は、必ず他の利用者の降車を確認のうえ、パーキングペダル部をしっかりと踏み込みブレーキペダルを確実に固定して下さい。
 - (3) パッティングの為グリーン近くに停車する場合は、後続組に配慮し、極力グリーン奥方向へ予め進め停車させて下さい。

(乗用カート同乗者等の注意)

- 第 29 条
1. カートの走行装置(電源・駆動・ハンドル・停止、駐車装置等)には、触れないで下さい。
 2. カートが発進する際、あるいはカートが起伏のある場所・上下勾配の場所・曲折した場所・付近に転落等の危険を伴う場所を走行する際は、必ずカートの把持部分(グリップ 又はアームレスト等)につかまって下さい。
 3. カートの走行中は、カートから身体・衣服・用具等がはみ出さないように留意して下さい。
 4. 乗車定員は 2 名までです。

(GPS ナビの安全・免責について)

- 第 30 条 カートに搭載の GPS 測定によるプレー開始サインが出た場合でも、打者は、自己の飛距離を判断して先行組に打ち込まないよう十分注意して下さい。

(乗用カート事故の場合の責任等)

第 31 条

1. 運転者が、カートの運行に関し、故意又は過失により人身に危害を及ぼし、あるいは施設(カート、その他の施設内の物品を含む)に損害を及ぼす事故(以下「カート事故」という)を起こした場合には、被害者に対し当該カート事故により生じた損害を賠償して頂きます。
2. 同乗者の故意又は過失によりカート事故を生じ、またはカート事故を誘発した場合には、当該事故の態様に応じて、当該同伴者にも、運転者と連帯して、あるいは単独にて、当該事故により生じた損害を賠償して頂きます。
3. 同乗者がカート事故の被害者となった場合において、当該同伴者に本約款に反する行為があった場合には、当該事故の態様に応じて、運転者に対する損害賠償請求の全部または一部が、過失相殺により免責されることがあります。
4. 当コース利用約款第 19 条に基づき、利用者が本約款に違背し、第三者に障害等の事故を発生させた場合及び、自ら障害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切損害賠償、の責任を負いません。

以上